

(素案)

部設置条例改正に伴う事務分掌

(新旧比較)

平成 31 年 1 月

現行の事務分掌

総務部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文書及び例規に関する事。 (2) 議会に関する事。 (3) 情報公開及び個人情報の保護に関する事。 (4) 人事及び給与に関する事。 (5) 秘書に関する事。 (6) 式典褒章に関する事。 (7) 広報広聴に関する事。 (8) 予算及び財務に関する事。 (9) 税に関する事。 (10) <u>地域自治の推進に関する事。</u> (11) 情報化に関する事。 (12) 統計調査に関する事。 (13) 前各号に掲げるもののほか、他の部の主管に属さない事。 	<div style="background-color: #d9d9d9; padding: 5px; display: inline-block;">⇨ 復興企画部へ</div>
-----	---	---

復興企画部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市政の総合企画及び調整に関する事。 (2) 総合計画に関する事。 (3) 行政経営に関する事。 (4) <u>総合交通及び都市</u>交通に関する事。 (5) 復興に関する事。 (6) 危機管理に関する事。 (7) <u>防災対策</u>に関する事。 (8) <u>放射性物質に関する事。</u> (9) <u>新エネルギーに関する事。</u> (10) 特定の政策課題の調査に関する事。 	<div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; display: inline-block;">⇨ 市民生活部（6）へ</div> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; display: inline-block;">⇨ 市民生活部へ</div>
-------	---	---

市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。 (2) 印鑑登録に関する事。 (3) 国民健康保険に関する事。 (4) <u>高齢者医療に関する事。</u> (5) 国民年金に関する事。 (6) <u>環境保全及び公害</u>に関する事。 (7) 一般廃棄物に関する事。 (8) 市民生活安全に関する事。 (9) <u>生涯学習に関する事。</u> (10) <u>文化及びスポーツ</u>に関する事。 	<div style="background-color: #d9e1f2; padding: 5px; display: inline-block;">⇨ 教育委員会へ</div> <div style="background-color: #d9e1f2; padding: 5px; display: inline-block;">⇨ 「文化」を教育委員会へ</div>
-------	---	---

改正後の事務分掌（案）

総務部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文書及び例規に関すること。 (2) 議会に関すること。 (3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。 (4) 人事及び給与に関すること。 (5) 情報化に関すること。 (6) 秘書に関すること。 (7) 式典褒章に関すること。 (8) 広報広聴に関すること。 (9) 統計調査に関すること。 (10) 予算及び財務に関すること。 (11) 税に関すること。 (12) 前各号に掲げるもののほか、他の部の主管に属さないこと。
-----	--

復興企画部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市政の総合企画及び調整に関すること。 (2) 総合計画に関すること。 (3) 行政経営に関すること。 (4) <u>公共交通</u>に関すること。 (5) 復興に関すること。 (6) 危機管理に関すること。 (7) <u>防災</u>に関すること。 (8) <u>地域自治に関すること。</u> (9) 特定の政策課題の調査に関すること。 	<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 2px; border: 1px solid black;">⇐ 総務部より</div>
-------	---	--

市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。 (2) 印鑑登録に関すること。 (3) 国民健康保険に関すること。 (4) <u>後期高齢者医療制度に関すること。</u> (5) 国民年金に関すること。 (6) <u>環境の保全及び回復</u>に関すること。 (7) 一般廃棄物に関すること。 (8) 市民生活安全に関すること。 (9) <u>新エネルギーに関すること。</u> (10) <u>スポーツ</u>に関すること。 	<div style="background-color: #D2B48C; padding: 2px; border: 1px solid black;">⇐ 復興企画部(8)を包含</div> <div style="background-color: #D2B48C; padding: 2px; border: 1px solid black;">⇐ 復興企画部より</div>
-------	--	--

現行の事務分掌

健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉に関する事。 (2) 社会福祉施設に関する事。 (3) 障がい者及び高齢者福祉に関する事。 (4) 介護保険に関する事。 (5) 健康づくり及び保健事業に関する事。 (6) <u>少子化対策に関する事。</u> ⇨ こども未来部へ (7) <u>母子及び児童福祉に関する事。</u> ⇨ こども未来部へ (8) <u>男女共同参画に関する事。</u> ⇨ 教育委員会へ (9) <u>青少年健全育成に関する事。</u> ⇨ こども未来部へ
-------	---

経済部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産業の振興に関する事。 (2) 農林土木に関する事。 (3) 商工業の振興に関する事。 (4) 雇用に関する事。 (5) 観光に関する事。 (6) 国内・国外交流に関する事。
-----	---

建設部	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>土木に関する事。</u> (2) <u>道路、橋梁、河川、緑地、公園等の維持管理に関する事。</u> (3) 用地取得に関する事。 (4) 都市計画に関する事。 (5) 建築及び営繕に関する事。 (6) <u>公営住宅に関する事。</u> (7) 簡易水道に関する事。 (8) 下水道に関する事。 (9) <u>農業集落排水に関する事。</u> (10) <u>浄化槽に関する事。</u> (11) <u>特別都市下水路に関する事。</u>
-----	---

改正後の事務分掌（案）

健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉に関する事。 (2) 社会福祉施設に関する事。 (3) 障がい者及び高齢者福祉に関する事。 (4) 介護保険に関する事。 (5) 健康づくり及び保健事業に関する事。
-------	--

こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>子どもの育成及び子育て支援に関する事。</u> (2) <u>母子及び児童福祉に関する事。</u> (3) <u>少子化対策に関する事。</u> (4) <u>青少年健全育成に関する事。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ⇐ 健康福祉部より ⇐ 健康福祉部より ⇐ 健康福祉部より
--------	---	---

経済部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産業に関する事。 (2) 農林土木に関する事。 (3) 商工業に関する事。 (4) 雇用に関する事。 (5) 観光に関する事。 (6) 国内・国外交流に関する事。
-----	---

建設部	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>道路及び河川等に関する事。</u> (2) 都市計画に関する事。 (3) 建築及び営繕に関する事。 (4) <u>住宅</u>に関する事。 (5) 用地取得に関する事。 (6) 下水道<u>その他汚水処理</u>に関する事。 (7) 簡易水道に関する事。
-----	--